

★第15回★

「遺言書の作成手順」

今回は、遺言書の基本について説明しました。今回は、遺言書ができるまでの流れを追いながら、作成時のポイントを解説していきます。遺言書のサンプルも挙げましたので、参考にしてください。



税理士 八木正宣

前

回解説したとおり、遺言はただ単に紙に書いたらよいというものではなく、民法に定める方式に従わなければなりません。

では、遺言書はどのように作成されるのでしょうか。

まず、遺言者にどのくらいの財産があるのかを把握する必要があります。個々の財産について、所在や数量などをまとめればよいでしょう。

そして、法定相続分および遺留分を計算するために推定時価を計算します。財産の時価は将来変動するものですから、大まかで結構です。土地や家屋の推定時価については、固定資産税評価額を0.7で割り戻す方法でよいでしょう（固定資産税評価額は、時価の7割を基準に設定されている）。

ここで注意したいのが、特別受益の存在です。特別受益とは、遺言を書く以前に、婚姻・養子縁組のため、あるいは生計の資本（大学進学のための費用、住宅購入のための費用など）として、推定相続人の中に贈与を受けた者がいる場合、その贈与を受けた額は相続

分の前渡し（生前贈与）であると考えられる制度をいいます。

これらを財産目録に記入していきます。財産目録の書式は自由ですが、図表1の書式を参考にしてください。

相続関係図を作成して遺留分等の算出を行なう

遺言書を作成する際には、遺留分に注意して財産を配分しなければなりません。そこで、相続関係図を作成して、推定相続人の法定相続分と遺留分を算定します（図表2）。

まず、だれが法定相続人（遺言者が亡くなった場合、その遺言者の財産法上の地位を承継する権利を有する者）に該当するかを調べます。それから、法定相続人以外で財産を譲りたい人についても挙げていきます。

次に、法定相続分と遺留分を算定します。法定相続分とは、相続財産の中から法定相続人が承継することができる財産の割合をいいます。遺留分は、一定の法定相続人に認められた最低限の相続分です。前段階で、遺言者の財産の推

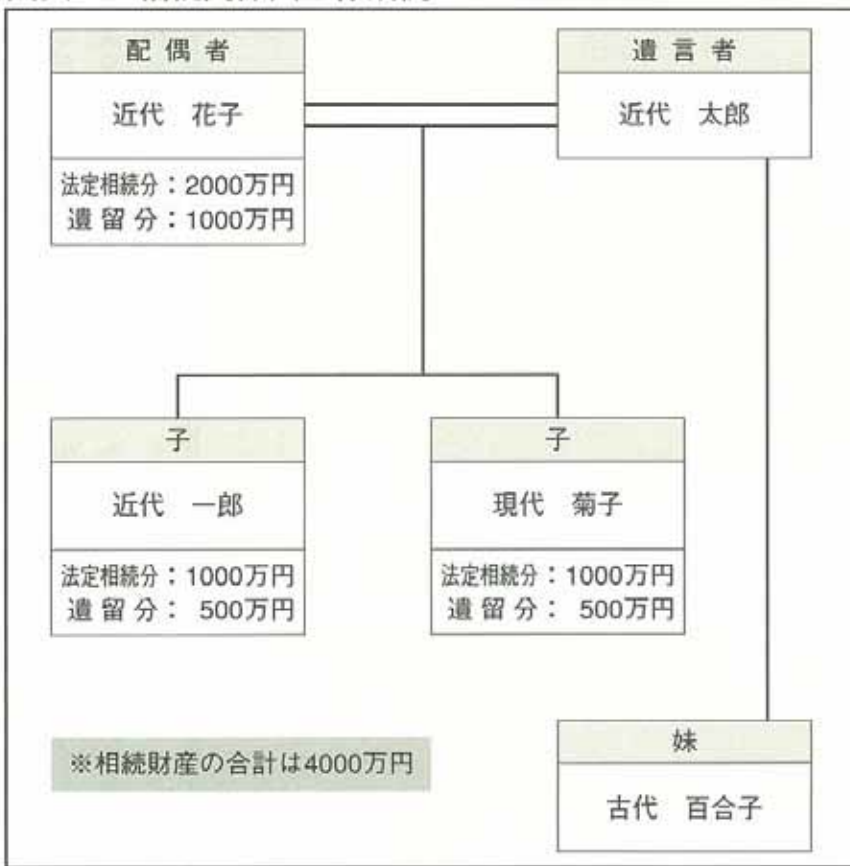
定時価合計が計算できていますので、法定相続分および遺留分を金額ベースで表示します。

図表1 財産目録の作成例

財産の種類	所在・銘柄等	備考	数量	推定時価	花子	一郎	菊子	百合子
土地	奈良市下京23番地	宅地	200㎡	2000万円				
建物	奈良市下京23番地	居宅・木造瓦葺2階建	350㎡	1000万円				
普通預金	△△銀行 奈良支店	123456	—	500万円				
株式	〇〇自動車(株)		1000株	300万円				
特別受益	現代菊子	結納金		200万円				
合計				4000万円				

※右側の空白部分には、遺言書によって各自が取得する金額を記入

図表2 相続関係図の作成例



財産目録や相続関係図を見て財産等の配分を決定

財産目録と相続関係図が作成できれば、遺産の分割案の作成です。遺留分を侵害しないように、あるいは遺留分を侵害しても、その侵害額が相手方から遺留分の減殺請求がなされない程度の額に収まるように、各法定相続人・受遺

者に財産を割り振っていきます。すべての財産の配分が確定すれば、いよいよ遺言書の作成です。遺言書では「だれに」「何を」相続させるのかをしっかりと正確に書かなければなりません。遺言書の記載を登記簿謄本などと同じ表示にすることで、登記のときに「相続を証する書面」として使用できますので、正確に記載

することが大切です。では、図表3のサンプルをもとに説明を進めていきましょう。遺言書の基本的な構成は、「遺言者は、次の財産を〇〇に相続させる」とし、列挙する形が一般的です。財産目録に挙がらなかった財産が出てきたときの取扱いとして、第2条では「その他の財産」をだれが取得するのかを定めています。サンプルでは、長男が取得すると定めていますが、「その他の財産については別途共同相続人間で協議すること」としても構いません。長女菊子については、特別受益分を加味して遺産の配分をしています。遺留分500万円に対して、400万円(特別受益200万円+普通預金500万円のうち200万円)の相続分ですが、差額が少ないこともあり減殺請求がなされる可能性は低いという判断があります。法定相続人以外の者に財産を渡したいときは、第4条のようないくつかの「遺贈する」という書き方となります。遺言書には、財産を配分した理

図表3 遺言書のサンプル

遺言書

遺言者 近代太郎は、この遺言書により次のとおり遺言する。

1 条 遺言者は、その所有する次の財産を遺言者の妻花子に相続させる。

一、土地

所在 奈良県奈良市下京

地番 23番地

地目 宅地

地積 200㎡

二、株式

〇〇自動車株式会社の発行する株式 1,000株

2 条 遺言者は、その所有する次の財産及びその他の財産の一切を遺言者の長男一郎に相続させる。

所在 奈良県奈良市下京

家屋番号 23番

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 350㎡

3 条 遺言者は、その所有する次の財産を遺言者の長女菊子に相続させる。

普通預金 △△銀行 奈良支店 口座番号123456 のうち、金200万円

4 条 遺言者は、その所有する次の財産を下記の者に遺贈する。

普通預金 △△銀行 奈良支店 口座番号123456 のうち、金150万円

住所 奈良県奈良市春日城1丁目2番

生年月日 昭和25年2月5日生

氏名 古代 百合子

付言事項

自宅については、土地を花子、建物を一郎が相続してください。近代家は一郎が守っていくのだから母親の面倒をしっかりと見てあげてください。

菊子については、近代家を離れた時に財産分与として200万円渡しています。今回の私の相続で、もう200万円渡してあげたいと思います。大事に使ってください。

あと、長い闘病生活の中で、妹の百合子が本当に献身的に面倒を看てくれました。たいした金額ではありませんが、謝礼の意味を含めて遺贈します。

平成十八年四月一日

遺言者 近代 太郎 (印)

由や家族への感謝の気持ち、残された家族に伝えたいことなどを付け加えることができます。これを「付言事項」といいます。

付言事項には法的な効力はありませんが、この付言事項を書くことによって、残された家族の悲しみを和らげ、遺産分割争いを軽減

することができます。遺産分割の少ない者に納得してもらえような心を打つ言葉を残すのがポイントといえます。

今回説明したのは、一般的な作成手順ですが、金融機関の窓口で遺言書を確認する場合などの参考にしてください。

BB